

業務継続計画 (BCP)

自然災害編

(介護サービス類型：共通)

法人名 : 社会福祉法人 東風会

施設・事業所名: 特別養護老人ホーム東風荘
特別養護老人ホーム東風荘 松里館

目次

1.	総論	1
1.1	基本方針	1
	全体像	1
1.2	推進体制	1
1.3	リスクの把握	1
1.4	優先業務の選定	2
1.5	研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し	3
2.	平常時の対応	4
2.1	建物・設備の安全対策	4
2.2	電気が止まった場合の対策	5
2.3	ガスが止まった場合の対策	5
2.4	水道が止まった場合の対策	6
2.5	通信が麻痺した場合の対策	7
2.6	情報システムが停止した場合の対策	7
2.7	衛生面(トイレ等)の対策	7
2.8	必要品の備蓄	8
3	緊急時の対応	9
	BCPの発動基準	9
施設・事業所	行動基準	9
3.3	対応体制	9
3.4	対応拠点	9
3.5	安否確認	10
3.6	職員の参集基準	10
3.7	施設内外での避難場所・避難方法	11
3.8	重要業務の継続	12
3.9	職員の管理	12
3.10	復旧対応	12
4.	他施設との連携	13
4.1	連携体制の構築	13
4.2	連携対応	13
5	地域との連携	14
5.1	被災時の職員の派遣	14
5.2	福祉避難所の運営	14
	補足5 対応フローチャート	
	補足6 ハザードマップ	
	補足7 自施設で想定される影響	
	補足8 優先業務の検討	
	補足9 建物・設備の安全対策(地震・水害)	
	補足10 電気、ガス、生活用水が止まった場合の対策	
	補足11 利用者の安否確認シート	
	補足12 職員の安否確認シート	
	補足13 重要業務の継続	
	補足14 連携体制の構築	
	様式1 推進体制の構成メンバー	
	様式2 施設外・事業所外連絡リスト	
	様式5 (部署ごと)職員緊急連絡網	
	様式6 備蓄品リスト	
	様式6-災害 備蓄品リスト(災害用)	
	様式7-災害 業務分類(優先業務の選定)(災害用)	

1. 総論

1.1 基本方針

本計画に関する基本方針を以下のとおりとする。

- ①入所者・利用者の安全確保:
入所者は重症化リスクが高く、災害発生時に深刻な被害が生じるおそれがあることに留意して安全の確保に努める。
- ②サービスの継続:
入所者・利用者の生命、身体の安全、健康を守るために最低限必要となる機能を維持する。
- ③職員の安全確保:
職員の生命を守り、生活の維持に努める。

全体像

【補足5】対応フローチャートを参照する。

【補足5】

1.2 推進体制

- 継続的かつ効果的に取組みを進めるために推進体制を構築する。
 - 各施設・事業所の実情に即して、既存の検討組織を有効活用する。
- 【様式1】推進体制の構成メンバーを参照する

【様式1】

1.3 リスクの把握

(1)ハザードマップなどの確認

- 施設・事業所が所在地のハザードマップ(地震、津波、風水害)等を確認する。
【補足6】ハザードマップを参照
- ハザードマップ類は見直しが行われることがあるので、定期的に確認し変更されていれば差し替える。

【補足6】

(2)被害想定

【自治体公表の被災想定】

施設・事業所名：特別養護老人

- 旭市地域防災計画 <https://www.city.asahi.lg.jp/soshiki/3/2748.html> を参照
- 【補足6】ハザードマップを参照

【自施設・事業所で想定される影響】

【補足7】 自施設で想定される影響を参照する。

【補足7】

1. 4 優先業務の選定

(1)優先する事業

＜優先する事業＞
(1)入所サービス

＜当座停止する事業＞
(1)通所サービス

(2)優先する業務

- 上記優先する事業のうち、優先する業務を選定する。
- 【様式7】災害：業務分担(優先業務の選定)を参照する。
【補足8】優先業務 を参照する。

【様式7】
-災害

【補足8】

1.5 研修・訓練の実施、BCPの検証・見直し

(5-1) 研修・訓練の実施

- 以下の教育を実施する。

- (1)入職時研修

- ・時期:入職時
 - ・担当:施設長:BCPの概念や必要性及び災害時に関する情報
看護主任:感染症に関する情報

- (2)BCP研修(全員を対象)

- ・時期:毎年4月
 - ・担当:防災対策委員会:感染症対策委員会
 - ・方法:防災対策委員会:BCPの概念や必要性 感染症対策委員会:感染症に関する情報を共有

- (3)外部BCP研修

- ・時期:随時
 - ・担当:外部講師
 - ・方法:外部の研修を受講する

- 以下の訓練(シミュレーション)を実施する。

- ・時期:毎年6月、1月
 - ・担当:防災対策委員会
 - ・方法:災害の発生を想定し、BCPに基づき、役割分担、実施手順、人員の代替え、物資調達方法の確認などを机上訓練等で確認する。

(5-2) BCPの検証・見直し

- 以下の活動を定期的に行い、BCPを見直す。

- ・BCPに関連した最新の動向を把握し、BCPを見直す。
 - ・教育を通じて得た疑問点や改善すべき点についてBCPを見直す。
 - ・訓練の実施により判明した新たな課題と、その解決策をBCPIに反映させる。

※継続してPDCA(Plan-Do-Check-Actの改善)サイクルが機能するように記載する。

2. 平常時の対応

介護サービスを中断させないためには、介護サービスを提供するにあたり必要な要素(建物・設備、ライフライン)を守る

2.1 建物・設備の安全対策

(1) 人が常駐する場所の耐震措置

【補足9】建物・設備の安全対策(地震・水害)を参照する。

【補足9】

(2) 設備の耐震措置

●利用者・職員が利用するスペースでは、設備・什器類に転倒・転落防止の対策を講じる。

【補足9】建物・設備の安全対策(地震・水害)を参照する。

●安全対策

【補足9】建物・設備の安全対策(地震・水害)を参照する。

【補足9】

●不安定に物品を積み上げず、日ごろから整理整頓を行い、転落を防ぐ。

※設備等に関しては、定期的な日常点検を実施する。

(3) 水害対策

【補足9】建物・設備の安全対策(地震・水害)を参照する。

【補足9】

2. 2 電気が止まった場合の対策

●電気が止まった時に稼働させる設備と対応策

【補足10】電気、ガス、生活用水が止まった場合の対策を参照する。

【様式6】 備蓄品リストを参照する。

①自家発電機の設置

・自家発電機のカバー時間・範囲を確認し、使用する設備を決めた上で優先順位をつける。

最優先: 医療機器・情報収集、優先: 照明・空調

・自家発電機は、複数の職員が使えるよう訓練を毎年実施する。

・緊急時の燃料確保対策

24 時間営業のガソリンスタンド等の確認。

②非常用コンセントを使用する

【補足10】

【様式6】
-災害

2. 3 ガスが止まった場合の対策

●ガスが止まった時に稼働させる設備と対応策

【補足10】電気、ガス、生活用水が止まった場合の対策を参照する。

【様式6】備蓄品リストを参照する。

●対応策

・非常用ガス栓ボックス設置

・ファイヤースクリーンバーナー備蓄

・調理が不要な食料(ゼリータイプの高カロリー食等)を備蓄する。

【補足10】

【様式6】
-災害

2. 4 水道が止まった場合の対策

(1) 飲料水

- 必要な飲料水の備蓄量を計算し、備蓄する。
- 飲料水を以下の計算式に従い用意する。
調理に水が必要、近隣避難者の受入れ等を考慮し多めに備える
【補足10】電気、ガス、生活用水が止まった場合の対策を参照する。
【様式6】備蓄品リストを参照する。
 $2.5\text{リットル/人/日} \times 120\text{人分(職員を含める)} \times 5\text{日} = 1,500\text{リットル}$
- 対応策(確保策)
旭市上下水道課へ給水車にて受水槽への給水依頼をする。
職員へ自宅からの給水を協力依頼する
- 対応策(削減策)
調理に水を必要としない非常食等を備蓄する
- 飲料水などの保管方法
2階備蓄品倉庫に保管する。
- 飲料水は、定期的に使用し、新しいものと入れ替える。

【補足10】

【様式6】
-災害

(2) 生活用水

【補足10】電気、ガス、生活用水が止まった場合の対策を参照する。
【様式6】備蓄品リストを参照する。
貯水槽の容量: 17m^3 ($1\text{m}^3=1,000\text{リットル}$)

- 対応策(確保策)
衛生面を考慮しつつ、地下水(井戸水)を利用する。
- 対応策(削減策)
「トイレ」 簡易トイレやオムツの使用
「食事」 紙皿・紙コップの使用
「入浴」 清拭で対応

【補足10】

【様式6】
-災害

2. 5 通信が麻痺した場合の対策

●被災時は固定電話や携帯電話が使用できなくなる可能性があるため、複数の連絡手段で関係機関と連絡が取れるように準備する。

●通信機器、通信機器のバッテリー（携帯電話充電器、乾電池等）を確保する。

【補足10】電気、ガス、生活用水が止まった場合の対策を参照する。

【様式6】備蓄品リストを参照する。

●対応策（代替え通信手段）

セコム安否確認サービス、携帯電話、災害時優先電話

●通信手段を決め、「携帯カード」に盛り込む。

●三角連絡法：多古特別養護老人ホーム 千葉県香取郡多古町南玉造460-36 0479-76-8181

【補足10】

【様式6】
-災害

携帯カード
(様式なし)

2. 6 情報システムが停止した場合の対策

●BCP等の災害対策の文書類はデータでの保存だけでなく、すぐに使えるよう印刷してファイル等に綴じて保管しておく。

【補足10】電気、ガス、生活用水が止まった場合の対策を参照する。

【様式6】備蓄品リストを参照する。

●対応策

PC、サーバ、重要書類などは、浸水のおそれのない場所に移動しておく。

PC、サーバのデータは、定期的にバックアップをとっておく。

いざという時に持ちだす重要書類をあらかじめ決めておく。

【補足10】

【様式6】
-災害

2. 7 衛生面(トイレ等)の対策

●トイレ対策としては、簡易トイレおよび通常のトイレを使用し、排水は地下水(井戸水)を使用する。

【補足10】電気、ガス、生活用水が止まった場合の対策を参照する。

【様式6】備蓄品リストを参照する。

【利用者】

●電気・水道が止まった場合、速やかに簡易トイレを所定の箇所に設置し、そちらを使用するよう案内をする。

【職員】

●女性職員は各自で、生理用品などを備蓄しておく。

【汚物対策】

●排泄物などは、ビニール袋などに入れて密閉し、利用者の出入りの無い空間へ衛生面に留意して隔離、保管しておく。

保管場所：汚物室、FRP製ゴミステーション設置、外のゴミ捨て場

【補足10】

【様式6】
-災害

2.8 必要品の備蓄

●被災時に必要な備品はリストに整理し、計画的に備蓄する。

【様式6】備蓄品リストを参照する。

●備蓄品によっては、賞味期限や使用期限があるため、担当者を決めて、定期的にメンテナンスを行い、リストを見直す。

【様式6】
-災害

3. 緊急時の対応

職員が不足し、ライフラインが停止することを踏まえ、重要業務を如何に優先して取り組む。

3. 1 BCP発動基準

- ＜地震＞
 - ・本書に定める緊急時体制は旭市において震度5以上の地震が発生した場合。
- ＜水害＞
 - ・千葉県で大型台風の直撃が見込まれる場合。
 - ・九十九里・外房沿岸に大津波警報が発令された場合。
- ＜インフラ＞
 - ・電気・水道・ガスの供給が停止した場合。
- 対策本部の体制（代行者を含む）を決める。
【様式1】 推進体制の構成メンバーを参照する。

【様式1】

3. 緊急時の対応

3. 2 行動基準

- 行動基準は安否確認方法、参集基準、連絡先を記載した「携帯カード」を参照する。

携帯カード
(様式なし)

3. 3 対応体制

- 対応体制や各班の役割を図示する。
【様式1】 推進体制の構成メンバーを参照する。

【様式1】

3. 4 対応拠点

地震： (1)1階フローアー (2)2階廊下 (津波の被害が及ばない場所)
水害： (1)2階廊下

3. 5 安否確認

(1)利用者

- 利用者の安否確認を速やかに行い、安否確認シートへ記録する。

【補足11】 利用者安否確認シートを印刷して配備。

【補足11】

- 各エリアのリーダーが利用者の安否確認を行い、防災リーダーに報告する。

(2)職員

- 職員の安否確認を「セコム安否確認サービス」を使用し、速やかに行う。

【補足12】 職員安否確認シート参照

<施設内>

- ・職員の安否確認は、利用者の安否確認とあわせて各エリアでリーダーが点呼を行い、防災リーダーに報告する。

【補足12】

<自宅等>

- ・自宅等で被災した場合は、①セコム安否確認サービス、②電話で施設に自身の安否情報を報告する。
- ・報告する事項は、本人の安否、出社可否、家族の安否、家屋の状態を報告する。

3. 6 職員の参集基準

- 「携帯カード」に参集ルールを記述する。

●参集基準

地震： 旭市において「震度5以上」の地震が発生したとき

水害： 九十九里・外房沿岸に「大津波警報」が発令されたとき

昼間 施設長およびグループリーダー以上

夜間 全職員

【様式5】

携帯カード
(様式なし)

- 下記に該当する場合は、参集基準に該当する場合においても、原則、参集の対象外とする。

- ・自宅が被災した場合
- ・自身または家族が負傷し、治療等が必要な場合
- ・妊産婦
- ・自身に体調不良がある場合

3. 7 施設内外での避難場所・避難方法

(1) 施設内

●避難場所と避難方法

- (1) 九十九里・外房沿岸に大津波警報発令
2階 階段を使用し、おんぶ・2人体制・4人体制等で移動
- (2) 長期の停電
東棟入居者は南棟フロアへ移動 通常の移動手段

(2) 施設外

●避難場所と避難方法

送迎中の災害

- (1) 最寄りの指定(一時・広域)避難場所 : 自施設の送迎用車両により避難。

(3) その他

5段階の警戒レベルと防災気象情報						
警戒レベル	住民が取るべき行動	市町村の対応	気象庁等の情報		相当する警戒レベル	
5	命の危険 直ちに安全確保! ・すでに安全な避難ができず、命の危険が及ぶ。いまだ避難所が安全な場所へ直ぐ移動する。	緊急安全確保 ※必ず発令される情報ではない	大雨 特別警報	土砂災害 警戒情報	5 相当	
<警戒レベル4までに必ず避難!>						
4	危険な場所から全員避難 ・過去の単発的な災害の発生時に避難する状況。この段階までに避難を完了しておく。 ・台風などこれ以降が予想される場合は、暴風が吹き始める前に避難を完了しておく。	避難指示 第4次防災体制 (災害対策本部設置)	大雨 警戒情報	高潮 特別警報	4 相当	
3	危険な場所から高齢者等は避難 ・高齢者等以外の人も必要に応じて、危険の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をより、自主的に避難する。	高齢者等避難 第3次防災体制 (避難指示の発令を待たず避難体制)	大雨 警戒情報	高潮 警戒情報	3 相当	
2	自らの避難行動を確認 ・ハザードマップ等により、自宅等の災害リスクを再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認するなど。	第2次防災体制 (高齢者等避難の発令を判断できる体制) 第1次防災体制 (連絡要員を配置)	大雨 注意報	高潮 注意報	2 相当	
1	災害への心構えを高める	・心構えを一段高める ・要員の連絡体制を確認	大雨 注意報	高潮 注意報	1 相当	

※1 段階→翌日早朝に大雨警報・土砂災害警戒情報・高潮警戒情報・高潮特別警報が発令された場合は、警戒レベル3(高潮警戒情報)に相当する。

※2 「極めて危険」「非常に危険」が発令される前に避難を完了していただくことが重要であり、「非常に危険」が発令された場合は、警戒レベル5(緊急安全確保)の発令対象区域の対応に活用することが考えられます。

3. 8 重要業務の継続

●被災時の厳しい状況でも、入所者・利用者の生命・健康を維持するために必ず実施しなければならない最低限の業務を「重要業務」として継続を目指す。

【補足13】

【補足13】 重要業務の継続を参照する。

3. 9 職員の管理

①休憩・宿泊場所

●災害発生後、職員が長期間帰宅できない場合の休憩場所・宿泊場所(希望者)を以下とする。

休憩場所	施設内に被害が無い場合	通常通り
	1階が浸水し2階に避難した場合	2階廊下
宿泊場所	施設内に被害が無い場合	女性職員 2階各休憩室
		男性職員 2階男性更衣室・南棟休憩室
	1階が浸水し2階に避難した場合	ホテルサンモール(旭市)
		HOTEL R9 The Yard 旭市川口・匝瑳

②勤務シフト

原則、最低週1日は休日とする。

3. 10 復旧対応

①破損箇所の確認

●破損箇所の確認のために、被害のあった箇所は写真を撮り、記録しておく。

修理が必要な箇所は、対策本部のホワイトボードに記載し、担当者、期限を明記する。

②業者連絡先一覧の整備

【様式2】 施設外・事業所外連絡リストを参照する。

【様式2】

③情報発信(関係機関、地域、マスコミ等への説明・公表・取材対応)

風評被害を招く恐れもあるため、広報・情報班が、一元的に丁寧な対応や説明を行う。

4. 他施設との連携

4. 1 連携体制の構築

- 連携体制構築の検討
 - ・平常時から他施設・他法人と協力関係を築く。
 - ・主な連携先と提携状況を【補足14】に記述する。

- 連携体制の構築・参画

- 連携の推進ステップ

- ①連携先との協議

- ②連携協定書の締結

- ③地域のネットワーク等の構築・参画

【補足14】

4. 2 連携対応

- ①事前準備

- ・連携先と可能な範囲で相互に利用者の受入を行う。

- ②入所者・利用者情報の整理

- ・避難先施設でも適切なケアを受けることができるよう、最低限必要な利用者情報をまとめておく。

- ③共同訓練

- ・連携先や地域の方とともに定期的に訓練を行い、施設の実状を理解いただき、対応力を高める。

利用者
カード
(様式なし)

5. 地域との連携

5.1 被災時の職員の派遣

(災害福祉支援ネットワークへの参画や災害派遣福祉チームへの職員登録)

災害派遣福祉チーム(DWAT)への登録を検討する。

5.2 福祉避難所の運営

①福祉避難所の指定

受入可能人数 8人

受入場所 原則 東棟

受入期間 3日間

受入条件 内服薬および使用している医療機器を持参のこと

②福祉避難所開設の事前準備

居室準備: 東棟4部屋を6人部屋とし、4人部屋を2部屋空床とする。

受入窓口設置: 生活相談員

(参照)福祉避難所の確保・運営ガイドライン 内閣府(防災担当)

<更新履歴

2024年1月1日 新規制定